

## 管理型産業廃棄物最終処分場の整備に向けた財政支援

政策提言先 財務省、環境省

### 政策提言の要旨

管理型産業廃棄物最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設です。一方で、管理型最終処分場の整備については、地元の理解が得られにくいことから、公共関与による整備の必要性がさらに高まっています。

このため、公共関与による管理型最終処分場の整備について、全国の要望額に対応できるよう、国庫補助制度の継続と十分な予算確保を提言します。

### 【政策提言の具体的内容】

公共関与により整備される全ての管理型最終処分場の整備費に対する国庫補助金（廃棄物処理施設整備交付金）について、工事期間中の複数年度にわたって、その補助率（1/4）に基づく対象経費の満額を確実に交付できるよう、現行制度の継続と十分な予算確保を提言します。

### 【政策提言の理由】

- ・管理型最終処分場は、地域の産業振興や経済活動を下支えする極めて重要なインフラ施設であり、施設がないと域内の事業者の経済・事業活動に大きく影響を及ぼし、ひいては住民生活に支障をきたすこととなります。一方で、多額の整備費を要する施設であり、産業廃棄物の排出量によって、整備主体や費用負担のスキームが異なってきます。
- ・本県のように、産業廃棄物の排出量が少ない地方では、施設の規模自体は小さくなるものの、水処理の設備や遮水構造などは変わらないため、整備費の単価は相対的に割高となります。このため、産業廃棄物の排出量が多い地方とは異なり、料金収入のみにより整備費を賄うことは困難となることから、民間事業者による整備には至らない現状にあり、地方自治体の負担が不可欠となります。
- ・加えて、近年の環境意識の高まりや事業の継続性、信頼性などから、全国的にも公共関与による管理型最終処分場の整備の必要性がさらに高まっています。本県における現行の管理型最終処分場も、廃棄物処理センター（廃棄物処理法第15条の5の規定による）に指定された公益法人が整備したものです。
- ・現行施設は、運用可能時期が令和9年9月頃までの見込みとなっており、現在、後継となる新たな施設の整備を急ピッチで進めているところです。
- ・新たな施設の整備にあたっては、客観的かつ科学的に候補地を選定し、その過程をオープンにするなど、事業の透明性を確保するとともに、地域住民の意見を可能な限り反映しつつ、専門的見地から整備水準を適正化しています。そのため、地域住民の産業廃棄物最終処分場に対する信頼醸成に関して、本県で蓄積した知見は、全国の先進事例になり得るものと考えています。

- 一方、現行施設を整備する際には、国庫補助金のほか、民間団体からも負担をいただいた上で、整備費の大半を県及び市町村で連携して負担してきた経緯があります。
- 新たな施設の規模は、現行の2倍程度としており、現行施設よりもさらに多額の整備費を要することが見込まれています。このため、新たな施設の整備においても、利用料金を最大限引き上げ、整備・運営主体の負担額を増やすこととしていますが、整備費のごく一部しか賄えず、極めて重い公費負担が見込まれます。
- また、施設整備にあたっては、複数年度にわたる工事期間が必要であり、本県においても、令和4年度の施設本体の着工から5年間での整備を予定しています。
- こうした中、国庫補助金に係る本県の令和6年度の要望額については、令和5年度補正予算において満額を確保していただいています。一方で、令和7年度以降も、本県を含む複数の県が、公共関与による管理型最終処分場の整備を予定しており、さらに要望額が多額となることを見込まれています。
- 国庫補助金は大変貴重な財源であり、財政力の脆弱な本県及び県内市町村にとって、補助額の水準が負担の軽減に直結します。このため、国庫補助額を満額確保できなければ、必要な財源の確保が困難となり、施設の整備計画の見直しなども必要となるため、新たな施設の整備が、現行施設の埋立終了時期に間に合わなくなる恐れがあります。
- ついては、工事期間中の複数年度にわたって確実に補助金要望額の満額を交付できるよう、現行の国庫補助制度の継続と十分な予算額の確保が必要です。

【高知県担当課】 林業振興・環境部 環境対策課